

編集後記

暖くなってきた。おとしは天王寺公園に一升ビンさげて、一本だけの桜の木の下でにぎやかにやったものだ。その時の顔ぶれもほとんどどこかへ流れて今は見ない。仕事が少ないのは色んな意味で淋しいことだ。うち一人は「堺」にいる。

今号の特集「別荘暮らし」は、最初考
えていたものと全然違うものになって
しまった。今の時代の、とりわけ西成
署の豚箱からはじめて、その暮らし方
の問題を中心にしてみるつもりだった。
残念。

だけど駒さんや沖野さんの力作があ
 ってはじめて今号がここまで来れたと
 いう感じ。とりわけ駒さんは、無期判
 決を受けて、このままだと相当期間ま
 たアカオチしなければならぬので、
 カンパを呼びかけたい。

非常に困つたのは、アカオチ経験があるという場合、事前にそれらの者であるＴが約束していた原稿を放証換を調べようというものだ。看守棄するという事態。何をかくそり、の勤務日誌やカルテなどが調べられ小生はアカオチもブタ箱も全く経験するという。

がなくて、編集をするにも実感がな
い。先号のオカマ特集の時も、その
道では全くの処女であり童貞であつ
たため何も書け（か）なかつたので
ある。さらにア君が原因不明の病氣
で入院してしまふということ、こ
こまで発行がおくれてしまった。

この手続きで、鈴木君が殺された
ことの中味が少しでも判明すればい
いなあと思つてゐる。

鈴木君の問題に取り組んでいる人
達が拘留所の壁に「虐殺糾弾」のス
テッカーをはると、大拘当局は大あ
わてで、看守をかき集めて必死では

特集のまえがきにも少し書いてあるが、鈴木君の件もよりやく一つの「保安上よろしくない」ということでこの種の動きには非常に神経をとや迎えたようだ。四月八日に大阪がらせているようだ。

拘置所に裁判官と弁護士が出向いて
証拠保全という手続きがとられるこ
とになった。この手続は大拘の責任
を追求する民事裁判を起こす以前の
特殊なもので、裁判を起こすと、自
分に不利になる証拠をかくしたり、
なあ。

証換書類を書き変えたりするおそれ

(T)

(T)

郵便はがき

5 5 7

受金料
弘人取

西成局承認

45

差出有効期間
昭和51年10月
31日まで

切手は
いりません

大阪市西成区萩之茶屋三一六一一五

釜ヶ崎生協氣付

『勞務者渡世』編集委員会

行

とし オ

とし 才

なまえ
いるところ、またはドヤ名

どんな仕事にいらしてますか（土工雑役・工場雑役・土方・トビ・大工・その他の職人・職人手元・その他）——（契約・現金）
白手帳を（持っている・持っていない・持ってたけど今はない）

《「労務者度世」販売所》

釜生協 三角公園西，安定竹通り，單手ラーメン等の店

かとう ションベンガード東へ抜けた右側，新肉紺紙の店

① 銀座通り，「安川屋」並び，新肉紺紙の店

千石書店 ハナチン「ニュー大阪」東，新肉紺紙商店街南側

いこい食堂 西成署ウラ公園北側のめし屋

大阪労演 中之島朝日ビル7F労務局

長瀬書店 東茶山各，ハリス東の方，古本と競馬新聞の店

労務者度世十五号

四月一〇日発行

「労務者度世」編集委員会

大阪市西成区板之茶屋356515

釜ヶ崎生協発行